

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（896））
2. 日時：平成30年4月26日 10時00分～11時00分
3. 場所：原子力規制庁 8階会議卓A

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

沼田主任安全審査官、宮本主任安全審査官、秋本安全審査官、角谷安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長（他5名）

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、本日の提出資料を用いて、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「56条 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備」及び実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準への適合性のうち、「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」について、説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について指摘を行った。
 - 重大事故等時の対応手段選択フローチャートで「低圧代替注水系運転可能判断」の前に「代替水源を水源とした原子炉圧力容器への注水の実施」を追加する必要性について検討すること。
 - サプレッションチェンバを水源とした高圧注水系は、低圧注水系の準備が出来次第、低圧注水系に切り替える旨を操作手順に追加する必要性について検討すること。
- (3) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・東海第二発電所 基本設計 比較表
- ・東海第二発電所 技術的能力 比較表